東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 8月24日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 8月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

NO	. 号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	発電所車両退構前スクリーニングにおいて、基準値(13,000cpm)超えの車両が確認(荷台で18,000cpm検出)されたため、聞き取り調査を行った結果、当該車両は平成24年7月23日から8月21日の間、退構前スクリーニングを実施していなかったことが認められた。このため、本事象を発電所内に周知し注意喚起するとともに、スクリーニング未実施車両がないよう当社にて退構前に確認することとした。(当該車両については、構内の管理対象区域にて保管・管理)	GΙ	